

# 小郡市教育振興基本計画



平成28年3月  
小郡市教育委員会

## 目次

<b>1 計画の背景と位置づけ</b>	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
<b>2 計画作成の考え方</b>	2
(1) 基本方針	2
<計画総論図>	3
(2) 小都市の教育の目標	4
(3) 理念と基本目標及び重点目標	5
<計画の体系図>	6
<b>3 重点目標達成のための主要施策</b>	8
(1) 幼児教育の充実	8
(2) 小・中学校教育の充実	10
(3) 青少年教育の充実	13
(4) 人権・同和教育の充実	15
(5) 生涯学習の充実	17
(6) 図書館活動の充実	19
(7) 文化活動の充実	21
(8) 文化財の保護活用の充実	23
(9) スポーツ・レクリエーションの充実	25

## 1 計画の背景と位置づけ

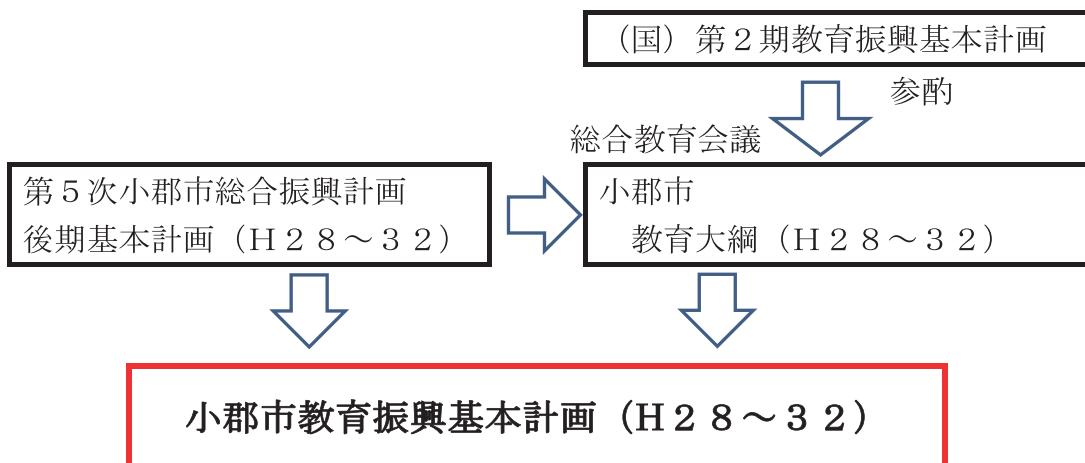
### (1) 計画の背景

平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項の規定に基づき国の教育の振興に係る基本的な計画として、平成20年7月に国の「教育振興基本計画」、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

小郡市教育振興基本計画は、これらの計画を踏まえた上で、小郡市の実情に合わせ、小郡市教育大綱の理念を具現化するための、基本的な方針及び講すべき施策についての基本的な計画を定めるものです。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、小郡市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるとともに、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定められた「第5次小郡市総合振興計画後期基本計画」を踏まえ策定したものです。



### (3) 計画期間

計画期間は、「第5次小郡市総合振興計画後期基本計画」との整合性を確保するため、平成28年度から平成32年までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化を踏まえて、毎年実施される総合教育会議等をもとに、適宜施策等の見直しを行います。

## 2 計画作成の考え方

### (1) 基本方針

少子高齢化社会、情報化社会、グローバル化社会の中、時代が大きく変化しております。こうした時代の変化に即応するため、また、市民一人一人が夢や希望を持ち続け自己実現を図るとともに社会に貢献していくことができる資質を育てる教育が求められております。そこで、小郡市として育成する市民像を

「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民」

と定めました。このような市民の育成に向けて小郡市の教育大綱を作成したいと考えております。

そこで、まず大切なことは、ほんものの学問、日本や小郡の歴史、古くから伝わる伝統、文化、世界、芸術、郷土、人権、読書、産業、スポーツ等に触れて学ぶことです。特に郷土の教材に直接触れ、学ぶ体験を大事にしたいと思います。

次に、それらの学びは、市民一人一人が充実した人生を切り拓く自立した学び、共に支え合い、高め合う協働の学び、そして、日常の生活や地域・社会を高める発展の学び、つまりほんものの学びになることが大事です。このような学びにより、小郡市のひと、まち、未来がそれぞれに繋がっていくことを大事にしたいと考えます。

さらに、そのような学びができるためには、専門的なほんものの指導者に指導をうけることが大切です。子どもから高齢者まで生涯にわたって学びを続ける場面は、家庭教育、学校教育、社会教育があります。それらの中で市民の豊かな学びを支援するために豊富な知識と経験を持った市民の活用を始め、これから的小郡を育てる多くの意欲のある指導者の育成に力を入れて参ります。

このようにほんものの教育内容に触れ、ほんものの学びを進め、ほんものの指導者に指導を受けると言う3つの視点から質の高い教育ができる力を持った小郡を目指します。

今、地方創生や定住促進が言われていますが、このような学びを進める小郡の教育力で魅力あるまちを創っていくことは、まちの活性化に結びつき、多くの人が移り住むことに繋がるものと思います。

そこで、「ほんもの教育力おごおり」をキーワードに取組みを進めて参りたいと思います。

## [計画総論図]



## (2) 小郡市の教育の目標

### ① 教育目標

少子高齢化社会、情報化社会、グローバル化社会の中、時代が大きく変化しています。こうした時代の変化に即応するため、また、市民一人一人が夢や希望をもち続け自己実現を図るとともに社会に貢献していくことができる資質を育てる教育が求められています。そこで、小郡市の教育目標を次のように定めました。

「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民の育成」

### ② 具体目標

上記の教育目標を市民一人一人の自己実現の側面と豊かな社会、地域づくりを進める社会的資質の面から具体化する次のようになると考えています。

#### (1) 一人一人の市民の自己実現

- 意欲的に学び、確かな学力を身に付け、自ら行動する市民
- 豊かな心をもち、たくましく生きるための健康や体力に満ちた市民
- 志と自律心をもち、個性と創造性に富み、生涯にわたって学ぶ市民

#### (2) 豊かな社会、地域づくりを進める社会的資質の育成

- 社会の一員として勤労と人権を尊重し、公共の精神をもって主体的にまちづくりに参画する市民
- 自然を大切にし、潤いのある環境づくりに寄与する市民
- 郷土の豊かな伝統と文化を尊重すると共に、他国を尊重し、国際社会に貢献できる市民

### (3) 理念と基本目標及び重点目標

#### ○ 理念と目指す市民像

「ほんもの教育力おごおり」～学びでつながるひと・まち・未来～

「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民」を目指します。

#### 基本目標1 ～ ほんものの学びですべての子どもに生きる力を～

これから時代を切り拓くすべての子どもの「たくましく生きる力」を育みます。

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み郷土の伝統や文化等を身に付けるとともにグローバルな視点で世界を見つめこれから的小郡、日本、世界の発展に向けて活躍できる人材の育成を目指しほんものの学びを推進します。

#### 基本目標2 ～ 子どもを支える学校・家庭・地域の学びと協働～

学校・家庭・地域が互いに学び合い、協働して子どもを支えます。

- ・社会や地域の変化に対応して、学校・家庭・地域がお互いを高める学び合いを進めるとともに当事者意識を持ち連携協働して子どもたちの育ちを支えます。

#### 基本目標3 ～ 学びのまち小郡の実現・継続～

市民がつくる新たな学びのまち小郡を実現し、次の世代へ引き継ぎます。

- ・未来を見つめ子どもから高齢者まで連続した学び（生涯学習）の場を提供し、市民一人一人の自己実現と共に将来の小郡市の発展を担う人材を育成します。

#### ○ 重点目標

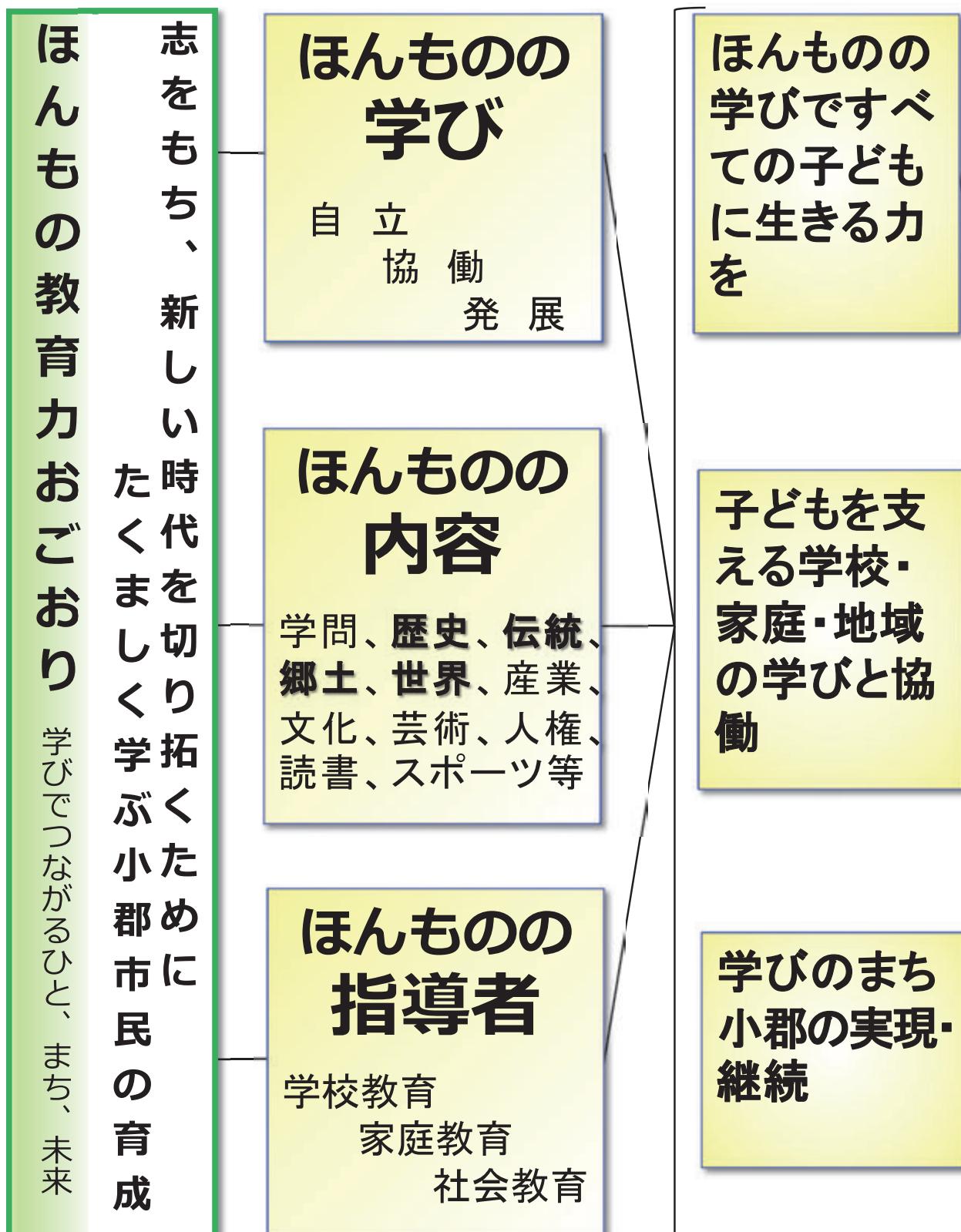
- (1) 幼児教育の充実
- (2) 小・中学校教育の充実
- (3) 青少年教育の充実
- (4) 人権・同和教育の充実
- (5) 生涯学習の充実
- (6) 図書館活動の充実
- (7) 文化活動の充実
- (8) 文化財の保護活用の充実
- (9) スポーツ・レクリエーションの充実

## [計画の体系図]

理念・目標

ほんものの教育力

基本目標



## 重点目標

## 具体的施策

### 幼児教育の充実

- ・生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

### 小・中学校教育の充実

- ・より質の高い学校教育の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・専門性の高い教職員の育成
- ・地域とともにある学校づくり
- ・特色ある学校づくりの推進
- ・学校施設の整備、教育環境整備
- ・食育推進の支援・整備

### 青少年教育の充実

- ・青少年育成活動団体の支援
- ・人材育成の推進
- ・家庭教育の支援

### 人権・同和教育の充実

- ・人権・同和教育の啓発推進
- ・組織整備と機能の充実

### 生涯学習の充実

- ・学習機会の充実
- ・コミュニティ活動の活性化
- ・学習活動支援の充実
- ・社会教育施設の整備推進

### 図書館活動の充実

- ・図書館機能の充実
- ・読書環境の整備・充実
- ・野田宇太郎文学資料館の充実

### 文化活動の充実

- ・芸術文化の普及・振興の推進
- ・文化施設の整備・活性化の推進

### 文化財の保護活用の充実

- ・文化財保護活動の推進
- ・文化財の活用の推進
- ・小郡官衙遺跡群の整備・活用
- ・九州歴史資料館との連携推進

### スポーツ・レクリエーションの充実

- ・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・スポーツ環境の整備・充実

### 3 重点目標達成のための主要施策

#### (1) 幼児教育の充実

##### 現状と課題

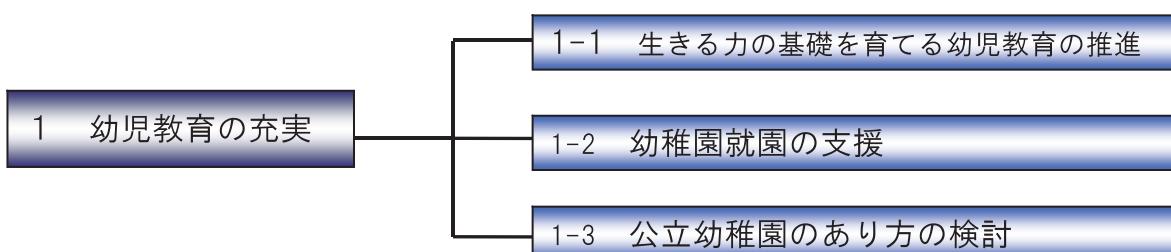
本市には、公立幼稚園が2園と私立幼稚園が3園あり、豊かな情操のかん養と集団活動を通して、「生きる力の基礎を育てる幼稚園教育の推進」を目標に教育を行っています。現在、幼稚園への就園促進のため、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の園児に対して私立幼稚園就園奨励費を交付し、保護者の負担軽減に努めています。

今後は、幼児教育の拠点となる幼稚園だけでなく、家庭、学校、地域社会が一体となり、一人一人の個性や成長に合わせた幼児教育を推進していくことが求められます。また、公立幼稚園の今後のあり方について検討を進めていく必要があります。

##### 基本目標

人を思いやる優しい心を持った子どもたちを育むため、家庭、幼稚園をはじめ、地域が一体となって幼児の成長に関わっていきます。

##### 施策の体系



##### 主要施策

###### 1. 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

保育や、遊びなどの幼児期にふさわしい豊かな体験を通して、道徳性の芽生えを養うなど、生きる力の基礎を育成する幼稚園教育を推進します。

また、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所と小学校との密接な連携を図るとともに、さらに家庭、地域社会と相互に協力して幼児教育を進めていきます。

さらに、小1 プロブレム解消のためのアプローチカリキュラムの開発と普及を支援します。

###### 2. 幼稚園就園の支援

保護者の負担軽減のため、私立幼稚園就園奨励費を交付し、幼稚園への就園を促進します。

###### 3. 公立幼稚園のあり方の検討

公立幼稚園の今後のあり方について、附属機関である小都市幼児施設審議会の答申を踏まえ検討します。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
幼児の教育の充実に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	60.0%	60.0% (現状の満足度を維持)



運動会（小郡幼稚園）



ALT派遣事業「えいごであそぼう」(三国幼稚園)

## (2) 小・中学校教育の充実

### 現状と課題

本市では、「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小都市民の育成」を教育目標に、確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成と専門性の高い教職員の育成、さらに地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

今日、社会的には、少子高齢化やグローバル化が急速に進むことへの対応とともに、少年犯罪の凶悪化、いじめ・不登校児童生徒の増加や教職員の時間外勤務の多さなど課題への対応の必要性が指摘されています。

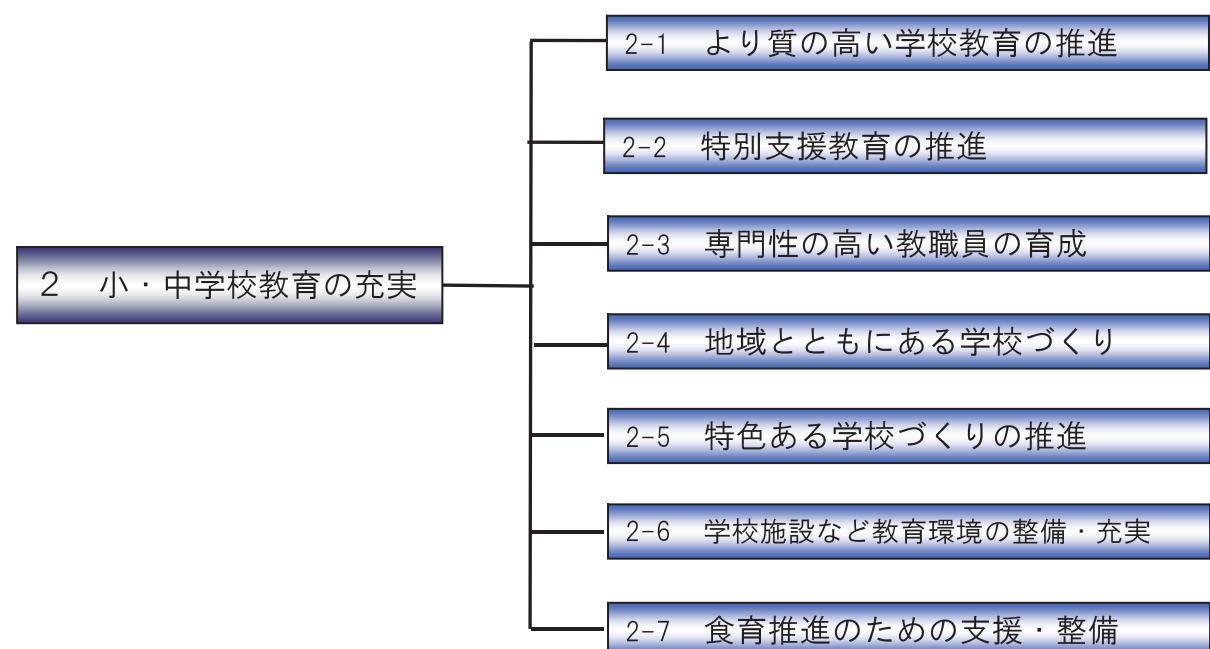
このような中、これからの中学校教育では社会の変化に主体的に対応し、高い志や意欲を持った自立した人間として、他者と協働しながら未来を切り拓く生きる力を育てることが重要です。特に、児童生徒が生涯学び続けることができる意欲や学び方を身に付けさせることが大切です。そのためには、知育・德育・体育などの教育活動の充実、特別支援教育の充実、教職員の資質の向上、地域とともにある特色ある学校づくりの推進、教育環境充実のための学校施設整備に取り組むことが求められています。

また、学校教育の充実による食育の推進と小学校自校式給食施設及び学校給食センターの計画的な整備に取り組む必要があります。

### 基本目標

自ら個性を發揮し、困難な場面に立ち向かい、他と協力して未来を切り拓いていく力を持った子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が一体となって「生きる力」を育む教育を実践します。そのためには、教職員の資質の向上を図る研修を充実させていきます。

### 施策の体系



## 主要施策

### 1. より質の高い学校教育の推進

#### (1) 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するため、基礎的・基本的な知識や技能の習得と活用力の育成を目指します。また、小・中学校への少人数学級の検討を行います。さらに、国際化・情報化社会に対応した小学校英語活動や情報教育を推進します。

特に情報教育においては、教職員の研修を実施し、教科指導へのICTの効果的な活用をはじめ、児童生徒への情報活用能力の育成と情報モラル教育を推進します。

さらに、教職員が子どもと向き合えるようにするために、業務改善の支援や人的配置などの条件整備をはじめ、関係機関と連携した取組みを進めます。

#### (2) 豊かな心の育成

「豊かな人間性」を養うことを目的に、道徳教育を行うための指導や支援を行います。

いじめ・不登校の早期発見・早期対応と早期解消を行うための情報提供や場の提供などの支援を行います。そのため、いじめ・不登校の解消や厳しい家庭環境にある子どもへの支援なども含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置の拡大に努めるとともに、関係機関と連携した組織的な取組みを推進します。

#### (3) 健やかな体の育成

「健やかな体」を育成するために、児童生徒の体力の実態に基づいた体力向上プランの作成を推進し、授業や学校行事などの改善に向けて情報提供等の支援を行います。

### 2. 特別支援教育の推進

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムを構築するため、一人一人の教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援を推進するとともに、特別支援教育支援員の配置の充実に努めます。

### 3. 専門性の高い教職員の育成

学力実態の分析を生かし授業改善を目指す校内研修や、教職員の創意工夫が生かされる協働的な学校運営体制システムづくりを推進します。また、多様な研修の場の提供と教育課題の解決を目指す調査研究の実施を推進するとともに、教職員のメンタルヘルスに配慮した支援などを行います。

### 4. 地域とともにある学校づくり

学校運営協議会や学校支援地域本部を活用した学校支援体制の確立を図ります。さらに、地域とともにある学校づくりを推進するために、地域の諸機関と連携を図りながら児童生徒の地域行事などへの参加も積極的に促進します。

また、児童生徒の登下校の安全確保に向けた取組みの充実を図るために、地域や団体、警察などの関係機関、ボランティアと積極的な連携を進めます。また、学校支援ボランティアによる指導により、教育活動の充実を図ります。

### 5. 特色ある学校づくりの推進

国際化社会、情報化社会、少子高齢社会の中、たくましく生きていく人材を育てるために、特色ある学校づくりの支援を行うとともに、伝統文化に関する学習を推進します。

## 6. 学校施設など教育環境の整備・充実

### (1) 学校などの空調設備整備や老朽校舎の改造整備の推進

空調設備が整備されていない学校などへ空調設備の整備を推進します。

また、学校施設の大規模改造事業は、老朽化の著しい施設より順次実施し、施設の整備・充実を図ります。

### (2) 教育設備及び備品の充実

IT機器に関しては、計画的に機器の更新を実施するとともに、電子黒板などの指導に必要な教材備品の充実に努めます。

### (3) 就学援助の実施

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、給食費、学用品費等について援助を行い、就学支援の充実に努めます。

## 7. 食育推進のための支援・整備

### (1) 学校給食における食育の推進

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で、学力向上や健全な心身と豊かな人間性を育んでいくよう食育を推進します。

今後も学校教育を通して、正しい食習慣や栄養のバランスへの意識を培うとともに、食事の重要性を理解し、協調性・社会性を育むように推進します。また、食育の観点から学校給食に地域の農産物を活用し、児童生徒に地域の食文化や、安全な食材を提供していただいている生産者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食育の「生きた教材」として地域との連携を促進します。

### (2) 学校給食に伴う施設の整備

学校給食センターの老朽化に伴い、適正な維持管理に努めながら、できる限り早期に小学校自校式給食施設の年次的整備を進めます。

また、学校給食衛生管理基準に沿って、大量調理施設用の調理機器などを導入し、安全で安心できる学校給食の提供を図ります。あわせて、中学校学校給食センターの建設に向けた計画の推進を図ります。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
学校支援ボランティア活動参加のべ人数	5,681人	6,000人
★小・中学校の大規模改造実施棟数 (平成28年度～32年度)	-	6棟

### (3) 青少年教育の充実

#### 現状と課題

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、幼少期から塾や習い事、長時間のゲーム利用など個人主義のライフスタイルとなり、家族の絆、身近な地域社会との人間関係が希薄になってきています。また、青少年を取り巻く環境は、有害なインターネットなどの情報や図書の氾濫、少年による凶悪・粗暴な事件の多発、少年による危険ドラッグ等の薬物乱用など、きわめて憂慮すべき状況にあります。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められています。

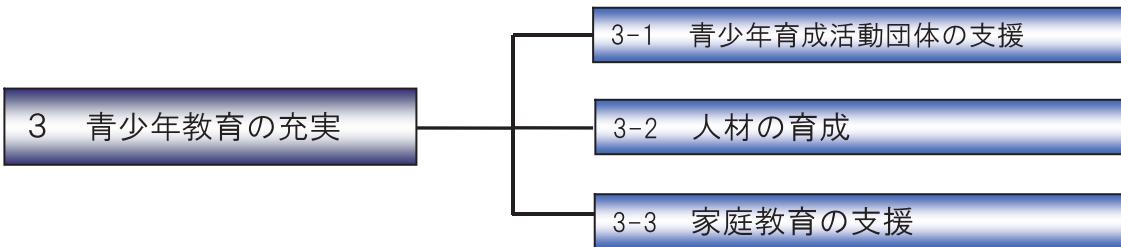
平成18年の教育基本法の改正で、「家庭教育」「幼稚教育」に関して、保護者や行政の努力義務が新しい条文として規定されました。さらに、平成20年6月には「社会教育法」の改正、平成25年に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」により、社会全体でのきめ細やかな家庭教育支援が求められています。

「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められています。

#### 基本目標

団体活動を通して、社会の一員として自覚を高めることができる、青少年活動を支援します。また、家庭、学校、地域、関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

#### 施策の体系



#### 主要施策

##### 1. 青少年育成活動団体の支援

市内の社会教育活動団体・青少年健全育成団体などの特色ある活動の支援を行うとともに、連携を図ることで、地域に根差した青少年活動を進めます。また、子ども達の居場所づくりや交流の場として、自治公民館の開放を支援し、校区公民館の活用を促進します。

##### 2. 人材の育成

子どもの体験学習や研修会・交流会を状況に応じて主催・共催で実施することで、子ども達が地域で主体的に活動できるジュニアリーダーとなるように全市的な育成を図ります。子ども達の地域活動、レクリエーション、スポーツ活動、伝統文化の継承、社会から求められている活動等について、家庭・学校・地域と連携しながら支援します。また、大人に対して

も、子ども会の保護者向け研修会の開催や、青少年育成市民会議が行う講演会への参加を促すことで、子ども会育成者や地域支援者の育成を図ります。

### 3. 家庭教育の支援

社会全体でのきめ細やかな家庭教育支援を進めるため、子育て保護者向けの家庭教育講座、出前講座、家庭教育相談窓口など、数多くの学習・相談の機会を提供し、家庭教育・子育て支援を推進します。また、子どもの健やかな成長を促進するため、家庭での規則正しい生活習慣づくりの取組みを推進します。

#### 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
★青少年に関する事業の参加者数	1,349 人	1,500 人



ジュニアリーダー研修会

## (4) 人権・同和教育の充実

### 現状と課題

本市では、平成7年に「小都市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、同和教育の推進に取り組み、平成11年には「人権教育のための国連10年」小都市行動計画を策定し、同和教育をはじめあらゆる人権教育を積極的に進めてきました。また、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受け、市民と市が協働して一人一人が差別をなくす市民に変わり、差別のない小都市を築いていくために、平成19年には「小都市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画に基づき人権課題の解決に向け取り組んでいます。

しかし、平成24年度に実施した小都市人権・同和問題市民意識調査では、学校教育で同和問題に関する正しい学習を行うことへの期待と成果が反映された一方で、約半数の市民が同和問題を「他人事」として捉えている等、意識の浸透が進んでいないことが明らかになりました。また、講演会・講座の開催や、啓発冊子を作成することにより、市民への啓発を図りながら地域人材の発掘・育成に努めているものの、こうした行政による取組み自体が十分に認知されていない実態も明らかとなっています。

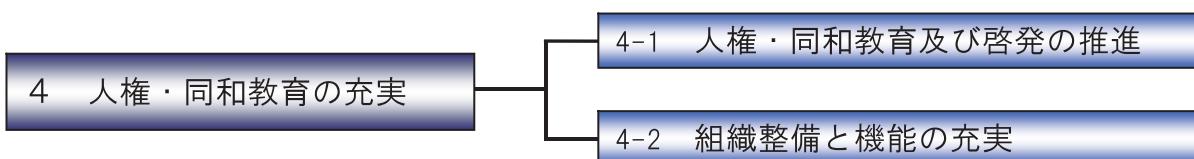
誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等な社会の確立に向けて、<差別をしない>のではなく、<差別をなくす>態度を培うための、地域に根ざしたより効果的な啓発活動を充実させ、人権尊重の精神のかん養に努めることが求められています。

### 基本目標

同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通じ人権を守り育てる個人を育み、かつその個人を育むことのできる地域社会の創造に向け、人権のまちづくりに取り組んでいきます。

学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権であるという視点に立ち、児童生徒一人一人の学力と進路の保障に努めています。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 人権・同和教育及び啓発の推進

##### (1) 学校における人権・同和教育の推進

校長のリーダーシップと教職員の共通理解による組織的、継続的な人権・同和教育を推進するため、管理職、人権・同和教育担当者や新転任教職員の研修及び校内研修の充実を図ります。学校教育と子どもの学力を支えている家庭と地域の教育力を支援するとともに、放課後学習支援活動としての「学び場支援事業」をより充実させ、学力保障を確かにする取組みを進めます。

また、市内各学校は、「人権のまちづくり」等の推進組織への参画を通して、地域に開かれた教育を進め、人権意識の高揚に努めます。さらに、保護者の人権意識を高めるため、市内各学校のPTAにおいて研修の充実を図ります。

## （2）地域における人権・同和教育の推進と指導者の育成

「人権のまちづくり」等の推進組織を支援するとともに、関連活動組織との連携を深めながら、地域に向けた啓発を充実させるとともに、人材の発掘・育成に努めます。

また、市職員や関係諸機関職員等の特定職業従事者に対しては、人権・同和教育研修の充実に努め、職員一人一人が同和問題をはじめ様々な人権問題を解決していく主体者となるように育成していきます。

## （3）人権・同和教育啓発事業の推進

「人権のまちづくり」等の推進組織と連携することにより、地域に密着した、草の根的な啓発アプローチを検討・実施していきます。また、「人権のまちづくり」等の推進組織が実施する人権フェスティバル等の事業を支援し、さらなる充実を図ります。

人権教育啓発センターとの連携を強化し、人権・同和教育の推進に関する情報交換を行いながら、市民のニーズにあった啓発冊子などの啓発資料を作成するとともに、それを活用した啓発活動の充実及び指導者育成研修や七夕人権考座など各種講座での研修に力を注いでいきます。

## 2. 組織整備と機能の充実

地域の実態に応じた人権・同和教育の推進をより積極的・機能的に行っていくために、「人権のまちづくり」と「校区人権問題啓発推進委員会」「協働のまちづくり」組織との整合性を図り、学校・家庭・地域・行政が連携した啓発の推進を目指します。校区内の関係各機関等のネットワーク化を図るとともに、市全体での推進体制確立に向けて研究協議を進め、活動を支援していきます。

また、小郡市・三井郡での合同研修などで交流・連携を図るとともに、小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）等、研究・研修団体の組織の整備と機能の充実に向け、支援を行っていきます。

### 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
研修会時のアンケートによる満足度	90.5%	93.0%
人権教育の推進に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	64.8%	65.0% (現状の満足度を維持)

## (5) 生涯学習の充実

### 現状と課題

各個人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。継続的な学習へのニーズに応えられる環境整備、すなわち学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要です。

本市では、市民への学習に関する情報提供・学習相談等をはじめ、生涯学習センターを社会教育施設の拠点として位置づけ、7つの校区公民館と69の自治公民館などで、市民ニーズに即した講座や各種団体サークル、個人の活動への支援など様々な事業を展開しています。生涯学習の課題は社会の変化に対応して目まぐるしく変化しているため、変化に対応した施策を実施していく必要があります。

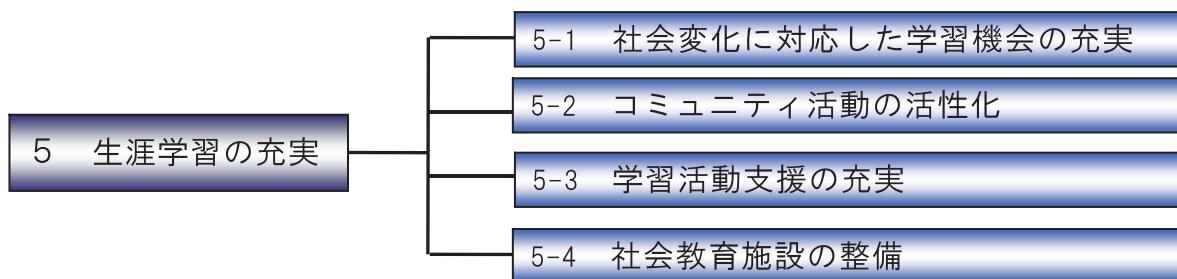
学校教育面では、生涯学習ボランティア・生涯学習課講座の受講生・地域住民が学校に出向いての学校支援活動が定着してきています。

急激に変化している現代社会の中で、地域の多様な課題を解決するためには、行政・NPO・ボランティア団体・民間企業などが連携・協働していくことが必要です。そのためには、地域の人材育成、自主学習グループへの支援、地域ボランティアとして学習成果を生かすことができる社会システムづくりが重要です。

### 基本目標

市民一人一人が自己実現を図り、生きがいや心の豊かさをもって生活ができるよう学習機会を充実します。また、個人の学習成果が社会に還元され社会全体の持続的な教育力の向上につなげるため、学習機会や支援体制を整備します。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 社会変化に対応した学習機会の充実

個人の要望だけではなく、社会の要請、地域の課題、社会変化に対応した多様な学習機会を子どもから高齢者に至るまでの全階層に提供するとともに、参加への啓発活動を推進します。また、各個人の学習成果を生かす機会を充実し、男女共同参画や地域・社会参加活動を促進するとともに、まちづくりにつながるよう人材育成を行います。

## 2. コミュニティ活動の活性化

コミュニティ活動の拠点として公民館運営の一層の活性化に努めるとともに、自治公民館長の学習会や施設整備の支援を行います。また、各校区公民館の特色を活かした取組みを促進し、各自治公民館との交流を図ることで、各校区内コミュニティ活動を推進します。

各校区公民館においては「市民との協働のまちづくり」の拠点施設として、協働のまちづくり事業との連携を図ります。

## 3. 学習活動支援の充実

主催講座の受講生が自主グループとして、地域や学校でボランティアとして活動できるよう育成・支援を行います。また、生涯学習ボランティア制度の周知を図るとともに、ボランティアを必要としている地域や学校と、社会参加したい人々の双方向にボランティア情報を提供します。

## 4. 社会教育施設の整備

老朽化の進んでいる校区公民館・生涯学習センターを子どもから高齢者まで学べる環境づくりの視点で整備に努めるとともに、大原校区公民館（仮称）の完成及び活用を図っていきます。また、のぞみが丘小学校の児童数減に伴う余裕教室を、のぞみがおか生楽館の会議室としての活用を図っていきます。

### 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
★生涯学習センター・各校区公民館主催講座の回数	917 回	983 回



じぶん磨き講座

## (6) 図書館活動の充実

### 現状と課題

本市では、本館・移動図書館・三国校区公民館図書室のネットワークを使い、「読書のまちづくり日本一」を目指して、図書館サービスを行っています。

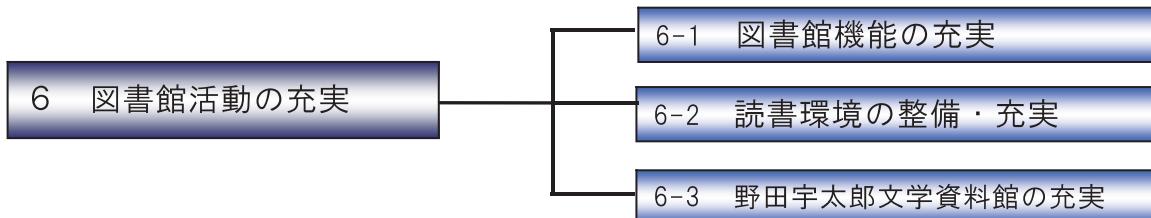
図書館では、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等と連携し、より多くの市民に読書が浸透する試みを進める必要があります。

本市出身の文学者故野田宇太郎氏の功績を市内外に広く顕彰するため、貴重な文学資料を集めた野田宇太郎資料館を開設し、展示・保存していますが、展示室の老朽化への対応を検討する必要があります。また、毎年野田宇太郎生誕祭を開催し、県内外から1,200編以上の献詩の応募がされています。

### 基本目標

知識基盤社会における知識・情報の源泉である図書館資料を提供して、読書を推進するとともに、基礎学力や知的水準の向上を図ります。併せて、文化や地域社会の発展を支えるよう努めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 図書館機能の充実

すべての市民に「ひらかれた図書館—親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」としてサービスの向上を目指します。

「第3次小都市子ども読書活動推進計画」、「教育施策実施計画」、「図書館サービス基本方針」、「図書館の望ましい運営と数値基準」に基づき、効率的・効果的な運営を行い、これにともなう施設の整備・充実も進めます。

「地域の知の拠点」また、「地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点」として市民へサービスを提供します。

#### 2. 読書環境の整備・充実

「読書のまちづくり日本一」を目指さして、資料の充実はもとより移動図書館車の巡回、図書の宅配サービス、ブックスタートなど市民が利用しやすい読書環境の整備・充実を行います。

また、「家読」の推進や図書館と学校との連携をさらに強化し、効果的な読書活動を図るため、現状に関する検証などを実施し、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等での読書環境の整備・充実を行います。

### 3. 野田宇太郎文学資料館の充実

資料のデータベース化と保存処理を完了させ、市民の貴重な財産として保存とともに、活用・公開を目指します。

また、常設展示や企画展示を充実させて、野田宇太郎氏の業績を市の内外に広報PRしていきます。

#### 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
図書貸出冊数	389,143 冊	400,000 冊



「読書のまちづくり」家読推進事業

## (7) 文化活動の充実

### 現状と課題

本市では、各種文化芸術団体が積極的に活動を続け、市民文化祭や隔年行事の芸術祭、音楽祭、さらには市民ミュージカルの上演など活発な活動が行われており、芸術・文化の振興・発展と底辺拡大に貢献しています。しかし、一部には会員の高齢化や減少がみられるため、リーダー養成や次世代を担う後進の育成が求められ、自主的な運営活動を展開することが望まれています。

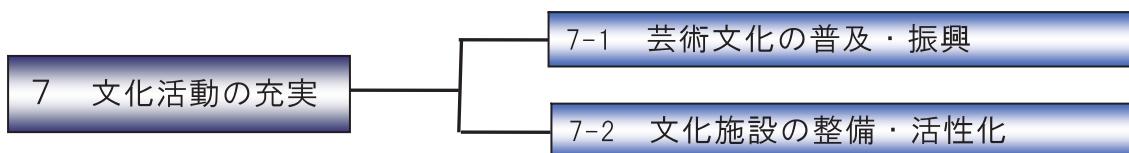
小郡音楽祭は創設から25年目を迎ますが、市民生活に浸透し、市民による音楽創作活動の総合的発表の場として、活発な音楽活動が展開されています。この音楽祭は、市民の文化に対する認識と理解を深めるとともに、地域文化の振興・発展を図る重要な一翼を担っています。

文化会館については、建設後28年を経過し老朽化しているため、施設の整備・修繕を行い、地域文化の核となりうる環境を整えていく必要があります。また、各種文化団体組織の自立、活性化及び相互の連携が課題となっています。

### 基本目標

市民一人一人が市民自身の生み出す豊かな文化に触れ、また、自分自身が文化の担い手となりえるよう、文化団体の自主的な運営を支援し、活動場所となる施設の整備を進めます。また、地域文化情報を市内外に発信し、文化の振興・発展に努めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 芸術文化の普及・振興

市広報、生涯学習ニュース、ホームページ等の積極的活用により、文化事業協会、市民文化祭、小郡音楽祭の催し物を広く市民に広報し、地域文化の振興発展を促進します。

また、市民主体の文化活動を支援するとともに、魅力ある自主事業に取り組みます。

さらに、高松凌雲顕彰会が行う活動に対して支援を行うとともに、学校教育などへの活用を図ります。

#### 2. 文化施設の整備・活性化

文化会館の老朽化による修繕、時代に対応した設備更新を年次的に進め、安心・安全・快適な文化施設づくりを促進します。併せて文化事業内容の質・量の充実を図り、利用者の満足度を上げ、文化事業の活性化に努めます。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
★市民文化祭及びハーモニーin おごおりの参加団体数	87 団体	100 団体



小郡音楽祭

## (8) 文化財の保護活用の充実

### 現状と課題

本市には、国指定史跡の小郡官衙遺跡群をはじめとして、国・県・市により22件の文化財が指定・登録されているほか、未指定の文化遺産が数多く残されています。

小郡市埋蔵文化財調査センターは、市内の発掘調査や歴史・民俗調査を行い、発見した資料の整理・収蔵を行っています。また、文化財を活かした学習の場となるように展示室・収蔵スペースを設け、さらに研修室・体験学習室では様々な講演会・古代体験講座などを開催し、教育普及活動を通して市民文化の向上に努めています。

文化財保護法の改正に伴い、市文化財保護条例の改正を行い、登録有形文化財、伝統的建造物群、文化的景観の新たな項目を加えました。今後は、この分野の指定追加が課題です。また、今後文化財を地域外にも発信して教育・まちづくり・観光などに広く活用していくことも課題です。

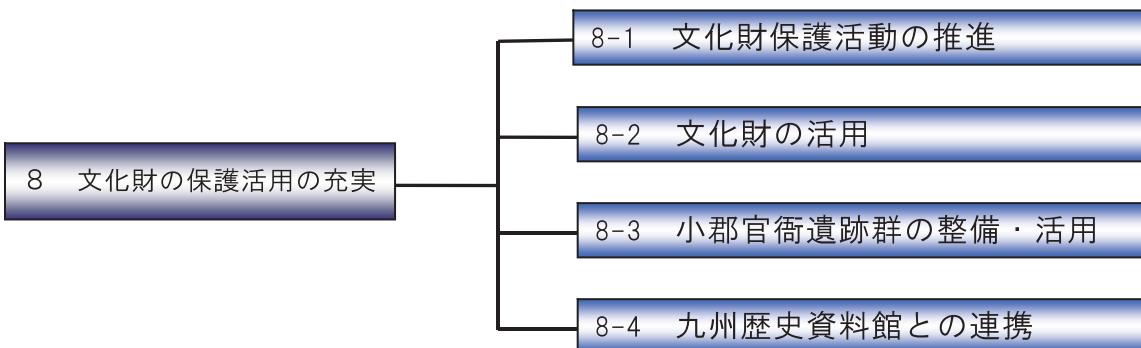
市の指定文化財である油屋は、座敷部分の復原を終了しましたが、主屋は構造上危険な箇所があり、現在は限定的な公開にとどまっているため、広く公開できるよう整備を進める必要があります。さらに、小郡官衙遺跡は公有化されたものの、一部に未整備地が残っており、今後その部分の環境整備が課題として残っています。

本市には、無形民俗文化財の「早馬祭」や無形文化財の「上岩田注連ねり（人形じめ）」など、本市が指定する伝統行事や伝統芸能が残されています。こうした地域独自の伝統行事や伝統芸能は、コミュニティ形成のための重要な役割も担っており、その積極的な保存、育成が課題です。

### 基本目標

歴史に息づく文化財や文化遺産に関する認識を深め、地域や市民の総意で大事に守りながら、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外へ発信し、教育・まちづくり・観光などにも活用していきます。

### 施策の体系



## 主要施策

### 1. 文化財保護活動の推進

地域で大切に守られてきた文化財を指定・登録物件として追加指定・登録を行います。さらに、博物館構想についてその詳細を検討していきます。

### 2. 文化財の活用

文化財をホームページやQRコード、タブレットなどにより外部へ発信するとともに、文化財を観光や生涯学習に役立てられるよう環境づくりを進めます。

また、油屋については整備を推進し、構造上危険な個所等に関して、解体・復原を行います。

さらに、文化財を活用した地域社会のコミュニティ形成ができるよう、積極的な支援を行います。

### 3. 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群全体の保存管理計画、整備基本計画に基づき、既整備地を含めた公有地全体の年次的整備を検討します。

### 4. 九州歴史資料館との連携

小郡市埋蔵文化財調査センターは、福岡県立九州歴史資料館と展示品の交換、講演会の共催、体験学習、指導者交流などを実施し、両館が地域文化の発信基地を担うとともに、文化財保護につながる連携を進展させます。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
国・県・市指定文化財の指定・登録件数	22件	25件
文化財の保全・活用に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	65.7%	66.0% (現状の満足度を維持)



小郡市埋蔵文化財調査センターの見学

## (9) スポーツ・レクリエーションの充実

### 現状と課題

本市では、40年以上の活動実績のある体育協会を中心に、競技スポーツ、地域スポーツが盛んに行われています。市内には、小郡運動公園をはじめ体育館、武道場、地域運動広場などスポーツや健康づくりに利用できる施設が整っています。しかし、施設が古く維持管理に多くの時間と費用がかかっています。

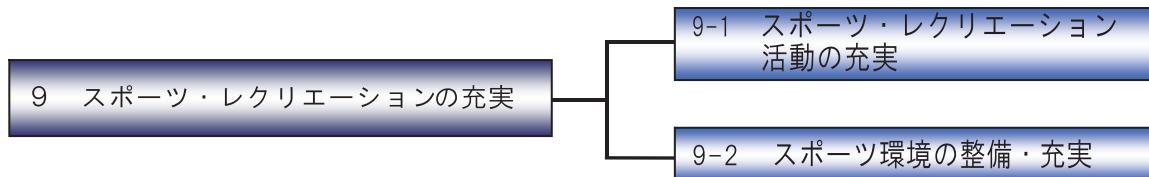
市では体育協会と連携し、今後は、指導者の確保・育成や指導体制の確立を図り、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及体制の充実が求められています。

また、生涯スポーツの推進に向けて、スポーツ推進委員及び地域でスポーツを実施している各団体と連携を深めていく必要があります。

### 基本目標

スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ推進基本計画に基づき、市民が生涯にわたってスポーツに親しむと同時に、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域・住民の交流を促進するため、市主催事業・各種軽スポーツ事業の内容充実を図ります。

また、各分野でスポーツを実施している各団体とスポーツ推進委員の連携による事業や総合型地域スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」を通して、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに参加する機会を確保します。

さらに、プロスポーツの観戦・体験など運動公園を活用した事業を奨励し、スポーツを楽しむ機会を提供します。

#### 2. スポーツ環境の整備・充実

##### (1) 施設整備

市民が安全にスポーツを行える環境を整備するため、既存施設の適正な維持・管理に努めます。また、総合体育館建設については、有識者を含めた建設委員会などの組織を設置し、建設に向けた取組みを進めます。

##### (2) 指導者の確保・育成

スポーツ推進基本計画に基づき、生活の中に定着したスポーツ・レクリエーション

の普及を目指し、各種団体や指導者向けの研修会を開催します。あわせて、スポーツ振興の中心的役割を担うスポーツ推進委員が、地域でスポーツを実施している各団体との連携を図ることにより、地域スポーツ指導者等の育成・確保を図ります。

### (3) 組織・体制の整備

スポーツ推進基本計画に基づき、生涯スポーツの振興を推進するスポーツ推進委員の活動の充実を図るとともに、各分野でスポーツを実施している各団体との連携を深め、地域のスポーツ活動の充実をはかります。

また、競技スポーツ振興のため、体育協会の育成強化と大会等への参加奨励を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の育成を通して、市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成 26 年度実績）	平成 32 年度目標
スポーツ・レクリエーションに対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	63.0%	63.0% (現状の満足度を維持)
各種団体・指導者向け研修会の開催	2回/年	2回/年



市民ふれあい運動会



